

○自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

(平成7年6月14日
〔運輸省告示第375号〕)

〔沿革〕 平成9年9月運輸省告示第602号、10年8月第423号、13年3月国土交通省告示第386号、19年5月第587号改正

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第57条第1項第4号の規定に基づき、自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準を次のように定め、平成7年7月1日より適用し、自動車整備検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準（昭和53年2月8日運輸省告示第72号）は、平成7年6月30日限り廃止する。

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

題名…一部改正〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

第1章 総則

(用語)

第1条 この告示において使用する用語は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において使用する用語の例による。

第2章 サイドスリップ・テスタ

(構造等)

第2条 サイドスリップ・テスターは、横滑り量検出部及び横滑り量指示部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。

(耐久性)

第3条 サイドスリップ・テスターの各部は、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(作動)

第4条 サイドスリップ・テスターの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

(横滑り量検出部)

第5条 サイドスリップ・テスターの横滑り量検出部のタイヤとの接触部は著しいひず

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

みがなく、その表面がタイヤの接地部との間に著しい滑りを生ずるものであってはならない。

(横滑り量指示部)

第6条 サイドスリップ・テスタの横滑り量指示部の指示計は、自動車の走行1メートルについての横滑り量をミリメートルで指示するものでなければならない。

2 サイドスリップ・テスタの横滑り量指示部の指示計が目盛式の場合は、当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛が、1ミリメートル以下ごとに目盛られていること。
- (2) 最大目盛の値が、7ミリメートル以上であること。
- (3) 横滑りの方向を明確に表示するものであること。
- (4) 指示値が容易に読みとれるものであること。

3 サイドスリップ・テスタの横滑り量指示部の指示計が目盛式以外の場合は、当該指示計が前項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

(精度)

第7条 サイドスリップ・テスタの指示の誤差は、10分の3ミリメートル以下でなければならない。

第3章 前照灯試験機

(構造等)

第8条 前照灯試験機（走行用前照灯試験機（走行用前照灯を測定する機能を有するもの）及びすれ違い用前照灯試験機（すれ違い用前照灯を測定する機能を有するもの）をいう。以下同じ。）は、受光部、正対機構（前照灯の光度及び照射方向を正確に測定するために受光部を自動車に対向させるための機構。以下同じ。）、光度指示部及び照射方向指示部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。

本条…一部改正〔平成10年8月運輸省告示423号〕

(耐久性)

第9条 前照灯試験機の各部は、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(作動)

第10条 前照灯試験機の各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

(受光部)

第11条 前照灯試験機の受光部は、外光の影響が少ない構造のものでなければならぬ。

(光度指示部)

第12条 前照灯試験機の光度指示部の指示計は、前照灯の光度をカンデラで指示するものでなければならない。

2 走行用前照灯試験機にあっては、光度指示部の指示計が目盛式の場合は当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛が、1,000カンデラ以下ごとに目盛られていること。ただし、4万カンデラ以上の目盛については、この限りでない。
- (2) 最大目盛の値が、4万カンデラ以上であること。
- (3) 指示値が容易に読みとれるものであること。

3 すれ違い用前照灯試験機にあっては、光度指示部の指示計が目盛式の場合は、当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛が、500カンデラ以下ごとに目盛られていること。ただし、2万カンデラ以上の目盛については、この限りではない。
- (2) 最大目盛の値が2万カンデラ以上であること。
- (3) 指示値が容易に読みとれるものであること。

4 前照灯試験機の光度指示部の指示計が目盛式以外の場合は、当該指示計が第2項及び第3項の各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

2項…一部改正・3項…追加・旧3項…一部改正し4項に継下[平成10年8月運輸省告示423号]

(光軸振れ指示部)

第13条 前照灯試験機の照射方向指示部の指示計は、前照灯の照射方向の振れを、前照灯の前方10メートルにおける振れを示す長さをセンチメートルで指示するものでなければならない。

2 前照灯試験機の照射方向指示部の指示計が目盛式の場合は、当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛が、5センチメートル以下ごとに目盛られていること。
- (2) 最大目盛の値が、上方向の振れについては10センチメートル以上、下方向の振れについては35センチメートル以上及び左右方向の振れについては30センチメートル以上であること。
- (3) 指示値が容易に読みとれるものであること。

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

- 3 前照灯試験機の照射方向の振れを角度目盛りで表示する場合は、前項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。
- 4 前照灯試験機の照射方向指示部の指示計が目盛式以外の場合は、当該指示計が第2項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

1・2項…一部改正・3項…追加・旧3項…一部改正し4項に継下〔平成10年8月運輸省告示423号〕

(精度)

第14条 前照灯試験機の各部は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 正対機構の誤差は、0.25度以下であること。
 - (2) 光度指示部の指示の誤差は、指示すべき値の15パーセント以下であること。
 - (3) 照射方向指示部の指示の誤差は、走行用前照灯試験機にあっては5センチメートル以下、すれ違い用前照灯試験機にあっては上下5センチメートル以下及び左右17.5センチメートル以下であること。
- 2 前照灯試験機の照射方向の振れを角度目盛りで表示する場合は、前項第3号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

1項…一部改正・2項…追加〔平成10年8月運輸省告示423号〕

第4章 音量計

(構造等)

第15条 音量計は、マイクロホン、聴感補正回路、增幅器及び音量指示部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。

本条…一部改正〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(耐久性)

第16条 音量計は、温度、湿度、振動及び電気又は電磁誘導による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(作動)

第17条 音量計の各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

(マイクロホン)

第18条 音量計のマイクロホンは、圧力型のものでなければならない。

- 2 音量計のマイクロホンは、耐振性を有するものでなければならない。

1項…一部改正〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(聴感補正回路)

第19条 音量計は、次表上欄〔左欄〕に掲げる周波数に応じ、同表中欄に掲げる補正

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

値に同表下欄〔右欄〕に掲げる許容差の値を加えた範囲内の値により音量を補正する機能を有する聴感補正回路Aを備えなければならない。

周波数 (ヘルツ)	補正值 (デシベル)	許容差 (デシベル)
100	マイナス19.1	1.5からマイナス1.5
125	マイナス16.1	1.5からマイナス1.5
160	マイナス13.4	1.5からマイナス1.5
200	マイナス10.9	1.5からマイナス1.5
250	マイナス8.6	1.5からマイナス1.5
315	マイナス6.6	1.5からマイナス1.5
400	マイナス4.8	1.5からマイナス1.5
500	マイナス3.2	1.5からマイナス1.5
630	マイナス1.9	1.5からマイナス1.5
800	マイナス0.8	1.5からマイナス1.5
1,000	0	1.0からマイナス1.0
1,250	0.6	1.5からマイナス1.5
1,600	1.0	2.0からマイナス2.0
2,000	1.2	2.0からマイナス2.0
2,500	1.3	2.5からマイナス2.5
3,150	1.2	2.5からマイナス2.5
4,000	1.0	3.0からマイナス3.0

2 音量計は、次表上欄〔左欄〕に掲げる周波数に応じ、同表中欄に掲げる補正值に同表下欄〔右欄〕に掲げる許容差の値を加えた範囲内の値により音量を補正する機能を有する聴感補正回路Cを備えることができる。

周波数 (ヘルツ)	補正值 (デシベル)	許容差 (デシベル)
100	マイナス0.3	1.5からマイナス1.5
125	マイナス0.2	1.5からマイナス1.5
160	マイナス0.1	1.5からマイナス1.5
200	0	1.5からマイナス1.5
250	0	1.5からマイナス1.5
315	0	1.5からマイナス1.5
400	0	1.5からマイナス1.5
500	0	1.5からマイナス1.5
630	0	1.5からマイナス1.5
800	0	1.5からマイナス1.5
1,000	0	1.0からマイナス1.0

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

1, 250	0	1. 5からマイナス1. 5
1, 600	マイナス0. 1	2. 0からマイナス2. 0
2, 000	マイナス0. 2	2. 0からマイナス2. 0
2, 500	マイナス0. 3	2. 5からマイナス2. 5
3, 150	マイナス0. 5	2. 5からマイナス2. 5
4, 000	マイナス0. 8	3. 0からマイナス3. 0

1項…一部改正〔平成9年9月運輸省告示602号〕、本条…全部改正〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(増幅器)

第20条 音量計の増幅器は、電源電圧の変動による増幅度の変動を調整できるものでなければならない。

(音量指示部)

第21条 音量計の音量指示部の指示計は、音量をデシベルで指示するものでなければならない。

2 音量計の音量指示部の指示計が目盛式の場合は、当該指示計が、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛が1デシベル以下ごとに目盛られていること。
- (2) 最小目盛の値が60デシベル以下であり、かつ、最大目盛の値が、120デシベル以上であること。
- (3) 指示値が容易に読みとれるものであること。

3 音量計の音量指示部の指示計が目盛式以外の場合は、当該指示計が前項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

1・2項…一部改正〔平成9年9月運輸省告示602号〕

第22条 削除〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(電源)

第23条 音量計は、電源電圧が定格電圧の10パーセントの範囲内において変動した場合にあっても、定格電圧に調整することができるものでなければならない。ただし、電源が電池式のものにあっては、この限りでない。

(精度)

第24条 音量計の音量指示部の指示の誤差は、1.1デシベル以下でなければならない。

本条…一部改正〔平成9年9月運輸省告示602号・19年5月国土交通省告示587号〕

第5章 ブレーキ・テスト

(構造等)

第25条 ブレーキ・テスタは、制動力検出部及び制動力指示部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。

(耐久性)

第26条 ブレーキ・テスタの各部は、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(作動)

第27条 ブレーキ・テスタの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

(制動力検出部)

第28条 ブレーキ・テスタの制動力検出部のタイヤとの接触部は、その表面がタイヤの接地部との間に著しい滑りを生ずるものでなく、タイヤの接地部を著しく傷つけない構造のものでなければならない。

(制動力指示部)

第29条 ブレーキ・テスタの制動力指示部の指示計は、制動力検出部のタイヤとの接触部とタイヤの接地部との間に生ずる接線方向の制動力を左右各車輪ごとにニュートン又は重量キログラムで指示するものでなければならない。

2 ブレーキ・テスタの制動力指示部の指示計が目盛式の場合は、当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛が500ニュートン又は、50重量キログラム以下ごとに目盛られていること。
- (2) 最大目盛の値が、測定しようとする自動車の最大の輪荷重の60パーセント以上であること。

(3) 指示値が容易に読みとれるものであること。

3 ブレーキ・テスタの制動力指示部の指示計が目盛式以外の場合は、当該指示計が前項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

(精度)

第30条 ブレーキ・テスタの指示の誤差は、指示すべき値の5パーセント以下でなければならない。

第6章 速度計試験機

(構造等)

第31条 速度計試験機は、速度検出部及び速度指示部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。

- 2 速度計試験機は、測定中の自動車の車輪の脱出を確実に防止することができる構造のものでなければならない。
- 3 速度計試験機は、自動車の出入が安全かつ確実に行える構造のものでなければならない。
(耐久性)

第32条 速度計試験機の各部は、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(作動)

第33条 速度計試験機の各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

(速度検出部)

第34条 速度計試験機の速度検出部のタイヤとの接触部は、タイヤの接地部を著しく傷つけない構造のものでなければならない。

- 2 速度計試験機の駆動装置によって速度検出部のタイヤとの接触部を回転させる速度計試験機にあっては、当該駆動装置が当該速度検出部のタイヤとの接触部を、安定した回転速度で回転させることができるものでなければならない。

(速度指示部)

第35条 速度計試験機の速度指示部の指示計は、速度検出部のタイヤとの接触部の速度をキロメートル毎時で指示するものでなければならない。

- 2 速度計試験機の速度指示部の指示計が目盛式の場合は、当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛が、1キロメートル毎時以下ごとに目盛られていること。ただし、測定速度が20キロメートル毎時未満の指示目盛及び80キロメートル毎時以上の指示目盛については、この限りでない。
- (2) 最大目盛の値が、80キロメートル毎時以上であること。
- (3) 指示値が容易に読みとれるものであること。

- 3 速度計試験機の速度指示部の指示計が目盛式以外の場合は、当該指示計が前項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

(精度)

第36条 速度計試験機の指示の誤差は、指示すべき値の3パーセント以下でなければならない。

第7章 黒煙測定器

(構造等)

第37条 黒煙測定器は、排気煙採取部、汚染度検出部、汚染度指示部及び校正装置を有するものであり、かつ、取扱い及び移動が容易なものでなければならない。

2 黒煙測定器は、当該測定器で使用するろ紙の着脱が確実かつ容易に行える構造のものでなければならない。

(耐久性)

第38条 黒煙測定器の各部は、大気及び排気ガスの温度、圧力及び湿度並びに電磁誘導による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(作動)

第39条 黒煙測定器の各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

(排気煙採取部)

第40条 黒煙測定器の排気煙採取部は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 排気煙採取部は、自動車の排気管から測定に必要な排気煙を容易に採取することができるものであること。

(2) 排気煙採取部の採取管、導管及びポンプは、清掃及び部品の交換が容易に行えるものであること。

(汚染度検出部)

第41条 汚染度検出部は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 黒煙測定器の汚染度検出部の操作は容易であり、かつ、確実に作動するものであること。

(2) 汚染度検出部は、排気煙による影響が少なく、汚れの状態について容易に点検ができ、かつ、清掃及び部品の交換が容易に行えるものであること。

(汚染度指示部)

第42条 黒煙測定器の汚染度指示部の指示計は、次に定める換算式により換算した排気ガスの黒煙による汚染度をパーセントで指示するものでなければならない。

$$\text{汚染度 (パーセント)} = 100 - 1.15 \times \text{放射輝度率}$$

2 黒煙測定器の汚染度指示部の指示計や目盛式の場合は、当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 目盛が2パーセント以下ごとに目盛られていること。

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

(2) 指示範囲が零パーセントから60パーセント以上であること。

(3) 指示値が容易に読み取れるものであること。

3 黒煙測定器の汚染度指示部の指示計が目盛式以外の場合は、当該指示計が前項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

(校正装置)

第43条 黒煙測定器の校正装置は、容易に校正が行えるものでなければならない。

(精度)

第44条 黒煙測定器の指示の誤差は、3パーセント以下でなければならない。

第7章の2 オパシメータ

本章…追加〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(構造等)

第44条の2 オパシメータは、排出ガス採取部、検出部、指示部及び校正装置を有するものであり、かつ、取扱い及び移動が容易なものでなければならない。

本条…追加〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(耐久性)

第44条の3 オパシメータの各部は、大気及び排出ガスの温度、圧力及び湿度並びに電磁誘導による影響を受けにくく、かつ、十分な耐久性を有するものでなければならない。

本条…追加〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(作動)

第44条の4 オパシメータの各部は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

本条…追加〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(排出ガス採取部)

第44条の5 オパシメータの排出ガス採取部は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 排気の圧力のみにより、自動車の排気管から測定に必要な排出ガスを容易に採取することができるものであること。

(2) 排出ガス採取部の採取管及び導管は、清掃及び部品の交換が容易に行えるものであること。

本条…追加〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(検出部)

第44条の6 オパシメータの検出部は、排出ガス又は当該検出部内部における光の反射若しくは外部からの光の透過による影響が少ないものであるほか、その汚れの状態について容易に点検ができ、かつ、清掃及び部品の交換が容易に行えるものでなければならない。

本条…追加〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(指示部)

第44条の7 オパシメータの指示部は、次に定める換算式により換算した排出ガスの光吸收係数を m^{-1} で表すものでなければならない。

$$\text{光吸收係数 } (m^{-1}) = -\ln (1 - N/100) / L$$

この場合において、

N：不透過率の実測値（パーセント）

L：光が排出ガス中を通過する距離（メートル）

2 オパシメータの指示部の指示計が目盛式の場合においては、当該指示計は次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛の間隔が $0.02m^{-1}$ 以下であること。
- (2) 指示範囲の最小値が零 m^{-1} であり、かつ、その最大値が $9.99m^{-1}$ 以上であること。
- (3) 指示計の値が容易に読み取れるものであること。

3 オパシメータの指示部の指示計が目盛式以外の場合においては、当該指示計の技術基準は、前項各号に掲げる基準を準用するものとする。この場合において、前項第1号中「目盛」とあるのは「表示される値」と、「 $0.02m^{-1}$ 」とあるのは「 $0.002m^{-1}$ 」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

(精度)

第44条の8 オパシメータの指示の誤差は、 $0.025m^{-1}$ 以下でなければならない。

本条…追加〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

第8章 一酸化炭素測定器

(構造等)

第45条 一酸化炭素測定器は、排気ガス採取部、排気ガス分析部、濃度指示部及び校正装置を有するものであり、かつ、取扱い及び移動が容易なものでなければならない

い。

(耐久性)

第46条 一酸化炭素測定器の各部は、大気及び排気ガスの温度、圧力及び湿度並びに電磁誘導による影響を受けにくく、耐電圧性に優れたものであり、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(作動)

第47条 一酸化炭素測定器の各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

(排気ガス採取部)

第48条 一酸化炭素測定器の排気ガス採取部は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 排気ガス採取部は、自動車の排気管から測定に必要な排気ガスを容易に採取することができるものであること。
- (2) 排気ガス採取部は、測定上の障害となる物質を除去するための装置（以下「前処理装置」という。）を備えているものであること。
- (3) 排気ガス採取部の採取管、導管、ポンプ及び前処理装置は、清掃及び部品の交換が容易に行えるものであること。

(排気ガス分析部)

第49条 一酸化炭素測定器の排気ガス分析部は、清掃及び部品の交換が容易に行えるものでなければならない。

(濃度指示部)

第50条 一酸化炭素測定器の濃度指示部の指示計は、一酸化炭素の濃度を体積百分率で指示するものでなければならない。

- 2 一酸化炭素測定器の濃度指示部の指示計が目盛式の場合は、当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 目盛が0.2体積百分率以下ごとに目盛られていること。ただし、5体積百分率以上の目盛についてはこの限りでない。
 - (2) 指示範囲が、零体積百分率から、5体積百分率以上であること。
 - (3) 指示値が容易に読み取れるものであること。
- 3 一酸化炭素測定器の濃度指示部の指示計が目盛式以外の場合は、当該指示計が前項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

(校正装置)

第51条 一酸化炭素測定器の校正装置は、清浄な空気又は窒素ガスを用いた校正（以下「ゼロ校正」という。）及び校正用ガスにより測定範囲における精度を確保するための校正（以下「スパン校正」という。）を容易に行えるものでなければならぬ。

(精度)

第52条 一酸化炭素測定器は、ゼロ校正及びスパン校正を行った後、指示範囲内の任意のガス濃度を測定したとき、指示の誤差が次のいずれかの基準に適合するものでなければならない。

- (1) 0.06体積百分率以下であること。
- (2) 指示すべき値の5パーセント以下であること。

第9章 炭化水素測定器

(構造等)

第53条 炭化水素測定器は、排気ガス採取部、排気ガス分析部、濃度指示部及び校正装置を有するものであり、かつ、取扱い及び移動が容易なものでなければならぬ。

(耐久性)

第54条 炭化水素測定器の各部は、大気及び排気ガスの温度、圧力及び湿度並びに電磁誘導による影響を受けにくく、耐電圧性に優れたものであり、十分な耐久性を有するものでなければならない。

(作動)

第55条 炭化水素測定器の各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。

(排気ガス採取部)

第56条 炭化水素測定器の排気ガス採取部は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 排気ガス採取部は、自動車の排気管から測定に必要な排気ガスを容易に採取することができるものであること。
- (2) 排気ガス採取部は、前処理装置を備えているものであること。
- (3) 排気ガス採取部の採取管、導管、ポンプ及び前処理装置は、清掃及び部品の交換が容易に行えるものであること。

(排気ガス分析部)

第57条 炭化水素測定器の排気ガス分析部は、清掃及び部品の交換が容易に行えるものでなければならない。

(濃度指示部)

第58条 炭化水素測定器の濃度指示部の指示計は、炭化水素のノルマルヘキサン当量による濃度を体積百万分率で指示するものでなければならない。

2 炭化水素測定器の濃度指示部の指示計が目盛式の場合は当該指示計が次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 目盛が20体積百万分率以下ごとに目盛られていること。ただし、2,000体積百万分率以上の目盛についてはこの限りでない。
- (2) 指示範囲が、零体積百万分率から、2,000体積百万分率以上であること。
- (3) 指示値が容易に読み取れるものであること。

3 炭化水素測定器の濃度指示部の指示計が、目盛式以外の場合は、当該指示計が前項各号の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならない。

(校正装置)

第59条 炭化水素測定器の校正装置は、ゼロ校正及びスパン校正を容易に行えるものでなければならない。

(精度)

第60条 炭化水素測定器は、ゼロ校正及びスパン校正を行った後、指示範囲内の任意のガス濃度を測定したとき、指示の誤差が次のいずれかの基準に適合するものでなければならない。

- (1) 12体積百万分率以下であること。
- (2) 指示すべき値の5パーセント以下であること。

第10章 重量計

本章…追加〔平成13年3月国土交通省告示386号〕

(精度)

第61条 重量計の指示の誤差は、当該重量計の使用公差（計量法（平成4年法律第51号）第23条第1項第3号の経済産業省令で定める使用公差をいう。）の範囲内でなければならない。

本条…追加〔平成13年3月国土交通省告示386号〕

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

附 則 (平成19年5月17日国土交通省告示第587号自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準及び自動車検査用機械器具の校正に係る運輸大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示1条による改正附則)

(施行期日)

第1条 この告示は、平成19年7月31日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行日前に製造された音量計については、この告示による改正後の自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準第19条及び第24条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。